

令和4年3月18日
新型コロナウイルス対策本部
(本部長:三芳町長)

まん延防止等重点措置等解除後の町の対応について

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等は令和4年3月21日をもって解除となりますが、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、埼玉県からの協力依頼にもとづき、町の対応としては以下のとおりとします。

期 間	令和4年3月22日(火)から
内 容	<ul style="list-style-type: none">■ 町主催事業の扱い<ul style="list-style-type: none">・感染症対策を十分に行い開催する。 マスクの着用の徹底、手指の消毒の徹底、検温の徹底、3密の回避 参加者の名簿等の連絡先の管理 ■ 町内公共施設の扱い<ul style="list-style-type: none">・感染防止対策の徹底 (例) マスクの着用の徹底、手指の消毒の徹底、検温の徹底・3密の回避・業種別ガイドライン等の遵守による感染防止対策の徹底

◆ 町民の皆様には、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。